

| | | | | |
|----------------------|---|---|---|---|
| 開催日及び場所 | | 平成31年3月12日(火) | 横浜植物防疫所会議室 | |
| 委員 | | 吉武 雅子(大学講師) 田邊 清貴(公認会計士) 田鍋 智之(弁護士) | | |
| 審議対象期間 | | 平成30年10月1日～平成30年12月31日 | | |
| 審議対象案件 | | 13件 うち、1者応札案件3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 | | |
| 抽出案件 | | 4件 うち、1者応札案件2件 (抽出率31%) (抽出率67%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率-%) | | |
| 抽出案件内訳 | 工事 | 一般競争 | 2件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 | |
| | | 指名競争 | 公募型指名競争 | - |
| | | | 工事希望型競争 | - |
| | | | その他の指名競争 | - |
| | 随意契約 | - | | |
| | 業務 | 一般競争 | - | |
| | | 指名競争 | 公募型競争 | - |
| | | | 簡易公募型競争 | - |
| | | | その他の指名競争 | - |
| | | 随意契約 | 公募型プロポーザル | - |
| | | | 簡易公募型プロポーザル | - |
| | | | 標準型プロポーザル | - |
| | その他の随意契約 | - | | |
| | 物品・役務等 | 一般競争 | 2件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 | |
| | | 指名競争 | - | |
| 随意契約(企画競争・公募) | | - | | |
| 随意契約(その他) | | - | | |
| (特記事項) 特になし | | | | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | | 意見・質問 | 回答等 | |
| | | 動物検疫所北海道・東北支所胆振分室単管式蒸気ボイラー加熱管交換工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道・東北支所は北海道全体を管轄としているのか。 ・今回修繕を実施したボイラーは、北海道胆振東部地震が発生する前に設置したのか。 ・加熱管の更新頻度は10年ぐらいが目安か。 ・地震による工事案件は今後増えてくるのか。 ・今回の工事を実施できる業者は複数存在するのか。また、今回受注した業者は胆振分室の近くにあるのか。 ・加熱管本体を純正品と交換するということが、他社製品を導入することはできないのか。 ・今回の案件のように、導入機器を純正品に限定せざるを得ないものについてはある程度1者応札になるのはやむを得ないと考え。 | <ul style="list-style-type: none"> ・そのとおり。 ・そのとおり。今回の修繕は地震による影響ではなく日本ボイラー協会が平成29年度に実施した性能検査で変形が認められたことによるものである。 ・使用頻度によって異なる。今回の更新も性能検査で交換を推奨されたためである。 ・次の入札等監視委員会でも審議対象案件はある。 ・加熱管本体は純正品を使用するという縛りはあるが、対応可能な複数の業者が存在するものと思われる。また、今回受注した業者は胆振分室から車で1時間ほどの距離にある ・純正品でない交換後に不具合が生じた際、その原因が製品そのものにあるか工事によるものなのかが判然としないので、工事実施業者としては他社製品を導入するのを避けるものと思われる。保証責任の観点から純正品以外の導入は難しいと考えられる。 ・そのとおり。純正品を製造・販売している業者に依存せざるを得ないことから業務コストの面で純正品を扱う業者に敵わないと判断されることが多いので、1者とならざるを得ないものと考え。 |
| | | 動物検疫所関西空港支所関西空港検疫場排水処理設備修繕工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の修繕は、台風被害からの原状回復を目的としたものか。それとも、今後発生が考えられる自然災害からの被害を防ぐための修繕なのか。 ・制御盤のみ特注製作品となっているがその理由は。 ・自然災害による修繕工事とのことだが、民間の任意保険等は適用されないのか。 ・災害等による修繕ではなく経年劣化の場合は、補正予算ではなく当初予算で対応するのか。 ・原状回復だけでは、また自然災害が発生した際に設備が影響を受けるのではないかと。もっと、抜本的な対策を講じることはできないのか。 ・排水処理設備は関西空港の土地を借りて設置しているのか。それとも国有地なのか。 ・今回の台風で、空港施設に浸水などの影響が生じたが、そういった場合に賃借料の減免等の措置は契約上取り決められているのか。 ・入札の結果、2者応札となっているがもっと参加者を募ることは出来なかったのか。応札した業者は空港出入りの業者であるから応札可能となったのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の修繕は、被害を受けた設備の原状回復を目的としたものである。 ・制御盤は何を制御するかによって仕様がそれぞれ異なってくるものである。そのため特注品とならざるを得ない。 ・適用されない。今回の修繕工事の財源は30年度第1次補正予算となっているが、災害等を受けて作成・成立させられる補正予算はある意味では国に対する保険としての機能を有していると言える。 ・そのとおり。当初予算は、要求を上げても決定段階ではねられるものが多いのですぐに修理できる案件が少ない。そのため、経年劣化の修繕には優先順位をつけ、限られた予算の範囲で対応しているのが現状である。 ・関西空港も地盤の高上げ等、ある程度の対応を実施しているようだが自然災害による影響を完全に排するまでには至っていない。また、動物検疫所単体での実施についても、予算要求の段階で削られてしまうことから、なかなか対応は難しい。 ・空港所有の土地である。土地を借り受けるために別途契約をして使用料を関西空港に支払っている。 ・契約上、天災地変が発生して施設が使用できない際の取り決めはあるが、今回の台風では適用されていない。 ・補正予算を迅速に執行するために、入札公告期間をあまり長く設けられなかったことから入札参加者が減ったものと考えられる。また、台風被害から復旧工事が他にも重なったことから人員や機材のやりくりが難しかったことも応札者が少なくなった要因と考えられる。 |
| 中部検査・診断センター設備年次点検業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・点検業務は毎年実施しているのか。 ・予定価格が高額だが、点検対象の施設面積が広いから高額となっているのか。 ・このような年次点検を必要とする施設は、他にも存在するのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・そのとおり。 ・面積が広いからではなく、当該施設の特異性に起因しているものと思料する。具体的には、常に空気を循環させる必要があること、特殊なフィルターを使用していること等、特殊な構造を有していることが高額となる要因と言える。 ・全国にある。 | | |

| | | |
|---|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・全国にある施設も、今回の落札者である日立プラントが点検を実施しているのか。 ・年度ごとではなく複数年契約（国庫債務）にした方が良く、1者店札改善に係るアンケートにあるが、対応できないのか。 ・昨年度に比べて、今年度の予定価格が引上げられているのはなぜか。 ・点検に要する期間はどれくらいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域によって受注者は異なってくる。なお、中部診断センターについては日立プラントが落札することが多い。 ・年度ごとに入札を実施した方が価格競争により、契約金額を下げる事が出来るので単年度での実施が望ましいと考える。 ・点検項目によって予定価格は変動する。今年度の予定価格が高いのは点検項目が多いためである。 ・検査件数が多くなるハイシーズンを避けて点検を実施している。実施期間は1～2週間に集約して行っている。 |
| <p>平成30年度行政情報システム用パーソナルコンピュータ賃貸借及び保守等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該業務は購入ではなく賃貸借なのか。 ・市販されているプリンターが機器の価格を安くしてメンテナンス代を高くするように、パソコンの保守業務も高いことから賃貸借と併せて保守契約を締結したほうがコスト的にいいのか。 ・賃貸借の期間は4年間だが、4年が経過したら契約延長するのか。 ・今回の落札額は予定価格に比べて7割程度と低いが、なぜか。 ・CPUの供給が不足している理由は。 ・パソコン1台あたりにかかる費用はどれくらいか。またパソコンの仕様は一般的なもののなのか。 ・パソコンの更新に際してのデータ移行サービスは付随するのか。 ・リース期間終了後のパソコン端末はどうなるのか。 ・4年という更新期間は、職員としては勝手が良いと考えるのか。 ・NEC製のパソコンを借り受けるのに、NECネクサスソリューションズではなくエヌ・ティ・ティが落札したのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・当初は購入契約で実施していたが、28年度より農林水産本省から指示があり賃貸借契約に変更した。来年度に締結予定である賃貸借契約によって全てのパソコンが賃貸借のものになる。 ・そのとおり。また、万一、パソコンが使用できない期間が生じてはいけないので賃貸借と一括して保守契約も結んでいる。 ・パソコンは4年も経つとスペックが古くなってしまうので、延長はせずに新たに賃貸借契約を締結する。 ・こちらとしても、世界的なCPUの供給不足により落札額は高くなると予想していたので今回の結果は意外であった。落札業者の企業努力による結果であると考え。 ・CPUを世界的に供給している業者の生産体制が影響している。 ・1台あたり10万円ほどだと思う。また、仕様については業務に供することが可能であれば良いのでだいたい一般的な仕様となっている。 ・付随しない。職員個人でデータ移行作業を実施している。 ・政府機関へ貸し出した端末なので、情報セキュリティ上新たに賃貸借にすることは難しいと考える。賃貸借終了後にハードディスクに穴を開けて処分している聞いたことがある。 ・職員のパソコン習熟度合いによると思う。なお、一定の期間で更新することは情報セキュリティ上必要になってくると考える。 ・そのとおり。エヌ・ティ・ティといっても商社のような企業なので、端末を調達するのにはなんら支障は無い。 | |
| <p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>[これらに対し所長が講じた措置]</p> | <p>特になし</p> | |